

令和7年度防府市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和8年2月5日（木）

14:00～14:55

防府市役所 本館2階 共用会議室2B

議題

1 諮問事項

- ・基礎賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、66万円を67万円とする。
- ・介護納付金賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- ・後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- ・子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率及び賦課限度額を次のとおり措置する。

所得割率	0.34%
均等割額	1,070円
18歳以上均等割額	60円
平等割額	800円
賦課限度額	3万円

2 説明事項

- ・令和7年度国民健康保険料率及び賦課限度額
- ・令和7年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・令和8年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）
- ・令和8年度軽減判定基準額
- ・その他
 - （1）保険料水準の統一

○ 出席委員（10人）

（被保険者代表）

弘中 ヨネ子、石田 浩三

（医師薬剤師代表）

松村 康博、深野 剛史、山内 裕之

（公益代表）

太田 秀信、森川 智子、富田 美紀

（被用者保険等保険者代表）

藤原 健一、糸井 純平

○ 欠席委員（5人）

（被保険者代表）

河内山 満政、山田 まゆみ

（医師薬剤師代表）

山本 一成

(公益代表)

安藤 敬子

(被用者保険等保険者代表)

有田 英文

○ 市側出席者

池田市長

石丸保健こども部長、尾中保健こども部次長

岩下保険年金課長、金子保険年金課長補佐、藤井国保資格係長、藤原国保医療係長

○ 傍聴人

1人

課長

ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第5の諮問事項に係る事務局の説明に当たっては、新年度の予算に係る説明がございますので、次第6の審議が終わるまで、一時御退席をお願いすることがございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

開催に先立ち、市長が御挨拶を申し上げます。

市長

防府市国民健康保険運営協議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素から、国民健康保険の運営はもとより、医療福祉施策の推進をはじめ、市政各般にわたり、御支援と御協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。さて、国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹を担う非常に重要な制度です。しかしながら、医療技術の高度化による医療費の増大、少子高齢化の急速な進行や被用者保険の適用拡大などによる被保険者数の減少など構造的な課題・問題を抱えています。このような中、本市におきましても、被保険者数の減少に伴い保険料収入が減少する一方で、一人当たりの医療費の増加により、財源不足が見込まれる状況にあります。こうした中、令和6年10月から先行実施されています児童手当の所得制限の撤廃や高校生年代までの給付対象の拡大、こども誰でも通園制度などの少子化対策に必要な3.6兆円の財源に充てるため、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が導入されることとなっております。支援金は、国民健康保険などの医療保険制度を通じて拠出することとなっております。このように、国民健康保険をめぐる状況は、変化が激しく、市の国保は厳しい状況ではございますが、私といたしては、引き続き被保険者が安心して医療を受けられますよう国保制度の運営に努めてまいりたいと考えております。本日は、例年、御審議頂いております医療分等の保険料率及び賦課限度額に加え、8年度から導入される子ども・子育て支援金の保険料率等についても、御審議いただきます。十分な御審議を賜りますようお願いいたします。御挨拶といたします。

課長

ここで委員の出席状況の報告をいたします。各選出区分の委員について、いずれも1名以上の御出席があり、15名中10名の御出席をいただき、過半数に達しておりますので、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の定足数の規定により、本会議が成立していることを報告します。

これからの議事進行につきましては、同規則第4条の規定により、会長

をお願いしたいと存じます。太田会長、よろしく願いいたします。

会長

会長の太田でございます。皆様方の御協力をお願いいたしまして、議長の大役を務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、お諮りいたします。

本会議は、公開が原則となっておりますが、先ほど、事務局から説明がありましたように、次第の5の一部と6以外を公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは、本会議は次第の5の一部と6以外を公開といたします。

署名委員については、被保険者代表の石田委員さん、医師薬剤師代表の深野委員さんをお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、令和7年度防府市国民健康保険料率等について、市長から諮問を受けます。

市長

<市長 諮問書を読みあげ、会長に手渡し>

国民健康保険法第11条の規定により、次の事項について防府市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。

- 1 基礎賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、66万円を67万円とする。
- 2 介護納付金賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- 3 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率及び賦課限度額を次のとおり措置する。

所得割率	:	0.34%
均等割額	:	1,070円
18歳以上均等割額	:	60円
平等割額	:	800円

賦課限度額 : 3万円
よろしく願いいたします。

課長 ここから審議に入りますので、市長は退席をお願いします。

<市長 退室>

会長 諮問事項等について事務局から説明をお願いします。

課長補佐 お手元にお配りしました「諮問書」の写しと「令和7年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。

本市では、平成20年度に保険料率の改定を行いました。その後、本年度に到るまで、料率を据え置いております。

また、令和7年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額が66万円、介護納付金賦課額が17万円、後期高齢者支援金等賦課額が26万円、合わせて109万円となっております。

令和7年度の決算見込については、歳入、歳出とも、今後の収納状況や保険給付費の推移など、不確定要素を含んだ見込額であるため、実際の決算時には、見込みとの差が生じることもございますので御了承ください。令和7年度決算見込みでは、1千万円を令和8年度に繰り越し見込みですが、令和7年度決算見込みにおける実質単年度収支は、赤字を見込んでおります。

令和8年度から創設する子ども・子育て支援納付金についてです。「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から創設されることとなりました。

国は、児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援法で定められた事業に「子ども・子育て支援納付金」を充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収します。支援納付金の総額は、令和10年度の見込みが1兆円程度で、全保険者、後期高齢者医療制度、国民健康保険、被用者保険で按分しています。国保については、3千億円程度となっております。

賦課について、保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、県が算定する事業費納付金の額に照らし、市が設定します。所得の低い世帯への保険料軽減措置、賦課限度額も、現行の国民健康保険制度に準じて、新たに子ども・

子育て支援金分が加わることとなります。子どもがいる世帯の拠出が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講ずることとなります。

防府市の算定について、賦課方式と賦課割合による結果、平均月額として1人あたり243円、1世帯あたり354円となります。なお、賦課限度額については、政令に合わせるため3万円となります。

また、この子ども・子育て支援納付金については、新たな制度となるため、現在、ホームページで周知を行っています。今後は、市広報をはじめ、6月の納入通知書による個別通知や国保だよりなどあらゆる機会を通して、被保険者へしっかりと周知をしていきます。

令和8年度の保険料率につきましては、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込み額が減少するなどにより財源不足になることから、本来は保険料率を引き上げる必要がありますが、基金の繰り入れにより、国民健康保険の事業運営は可能であり、諮問のとおり、令和8年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額保険料率を令和7年度と同率に据え置くことで、被保険者の負担増を避けることができると判断しております。なお、子ども・子育て支援納付金賦課額は追加することが必要と判断しております。

また、令和8年度賦課限度額については、国が基礎賦課額を1万円引き上げ、新設する子ども・子育て支援納付金賦課額を3万円とする政令が1月15日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。本市においても、令和8年度の賦課限度額については、基礎賦課額は現行の66万円を67万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額については前年度と同額に据え置き、新たに設置する子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円とすることを諮問させていただいております。

次に、令和8年度軽減判定基準額については、物価の動向等を踏まえ、軽減率5割と2割の軽減判定所得について、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が1月15日公布され、本市においても、国に準じて軽減判定基準額の改正を予定しております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の30万円5千円から31万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の56万円から57万円に引き上げを行います。

報告事項として、保険料水準の統一について、勉強会でもお話していますが、再度ご説明いたします。保険料水準の統一について、国は保険料水準統一加速化プランを示し、都道府県単位での安定的な財政運営を促して

おり、山口県においても保険料水準の統一に向けて、段階的に進めるべく協議を進めています。納付金ベースの統一は、県が行う事業費納付金の各市町への按分にあたって、現在行われている市町ごとの医療費水準の反映を令和8年度から12年度にかけて段階的に削減し、県繰入金を用いて一時的に負担増となる市町に対する負担緩和策が講じられますが、県内において、医療費水準が低い防府市にとっては、事業費納付金が年々上昇する見込みです。この納付金ベースの統一を進めながら、今後は完全統一について、各市町の給付・減免の基準、保健事業、基金の取り扱いなど検討課題が多いことから、引き続き県と市町で協議していくこととなります。

最後に、令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についてですが、次第6の審議が終わるまで、非公開といたします。

令和8年度当初予算でみると、1億224万7千万円の歳入不足となる見込みですので、これを基金繰入金により補填しています。

したがって、基金繰入金により、本市が平成20年度から据え置いております保険料については、保険料率を据え置いても、財政運営は可能と判断しております。

本市の国民健康保険事業の実質単年度収支の状況などを、今後も注視しながら、基金の活用を図ることで、可能な限り、現状を維持してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

会長、宜しく申し上げます。

会長

ただ今、事務局から説明がございましたように、本日の諮問内容は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料率については、据え置きとし、基礎賦課額の賦課限度額については、引き上げる。また、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率及び賦課限度額を設定するものでございます。

御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

委員

子ども・子育て支援納付金が新たに賦課され、限度額が1世帯3万円となるが、標準的な世帯の場合、どれくらいの保険料が見込まれるか。

事務局

標準的な世帯で、国の平均でいうと1人あたり200円～250円、1世帯あたり300円の12か月分、年間3,600円位となります。

会長

では、質疑は無いようですので、ここで答申についてお諮りしたいと思います。

令和8年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の各保険料率については、据え置きとし、基礎賦課額の賦課限度額については、引き上げとする。また、子ども・子育て支援納付金賦課額については、諮問どおりの保険料率と賦課限度額で答申をするということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会長

それでは、会議を再開します。

それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡しします。

会長

<会長 答申書を読みあげ市長に手渡し>

- 1 基礎賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、66万円を67万円とする。
- 2 介護納付金賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- 3 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和7年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和7年度と同額とする。
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額保険料率及び賦課限度額を次のとおり措置する。

所得割率 : 0.34%

均等割額 : 1,070円

18歳以上均等割額 : 60円

平等割額 : 800円

賦課限度額 : 3万円

市長

国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をいただき、心から感謝申し上げます。

いただきました答申の趣旨を踏まえ、健全な国保運営に、今後もしっかりと努めていきたいと考えております。ありがとうございました。

会長

市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運営に努められますようお願いいたします。ありがとうございました。

課長

以上をもちまして、運営協議会を終了します。